

令和4年第3回東広島市議会定例会

議

案

その3

令和4年9月

## 目 次

議案第 1 3 3 号	令和 3 年度東広島市歳入歳出決算の認定について……………	1
議案第 1 3 4 号	令和 3 年度東広島市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……………	4
議案第 1 3 5 号	令和 3 年度東広島市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……………	6
議案第 1 3 6 号	損害賠償の額を定めることについて……………	8
議案第 1 3 7 号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	1 0

## 議案第133号

### 令和3年度東広島市歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、次の令和3年度東広島市一般会計及び東広島市各特別会計の歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

なお、地方自治法第233条第5項及び第241条第5項の規定により、当該決算に関する附属書類を別冊のとおり併せて提出する。

令和4年9月15日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 決算書

- (1) 令和3年度東広島市一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和3年度東広島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和3年度ひがしひろしま墓園管理事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和3年度東広島市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和3年度八本松駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和3年度東広島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和3年度東広島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和3年度東広島市介護保険特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和3年度東広島市上三永財産区特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和3年度東広島市御菌宇財産区特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和3年度東広島市志和堀財産区特別会計歳入歳出決算
- (12) 令和3年度東広島市東志和財産区特別会計歳入歳出決算
- (13) 令和3年度東広島市西志和財産区特別会計歳入歳出決算
- (14) 令和3年度東広島市白市財産区特別会計歳入歳出決算
- (15) 令和3年度東広島市小谷財産区特別会計歳入歳出決算

(16) 令和3年度東広島市志和財産区特別会計歳入歳出決算

(17) 令和3年度東広島市竹仁財産区特別会計歳入歳出決算

(18) 令和3年度東広島市久芳財産区特別会計歳入歳出決算

## 2 附属書類

(1) 令和3年度東広島市各会計歳入歳出決算事項別明細書

(2) 令和3年度東広島市各会計実質収支に関する調書

(3) 令和3年度財産に関する調書

(4) 令和3年度東広島市基金運用状況調書

(5) 令和3年度主要な施策の成果に関する報告書

(提案理由)

令和3年度の東広島市一般会計及び東広島市各特別会計の歳入歳出決算及び関係書類を監査委員の審査に付した後、同委員から意見書の提出があったので、当該意見書を付けて当該決算を議会の認定に付するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

第241条

- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

議案第134号

令和3年度東広島市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度東広島市水道事業により生じた利益の処分を行うことについて議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和3年度東広島市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

なお、地方公営企業法第30条第6項の規定により、当該決算に関する附属書類を別冊のとおり併せて提出する。

令和4年9月15日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和3年度東広島市水道事業により生じた利益の処分を行うことについて議会の議決を求めるとともに、令和3年度の東広島市水道事業会計の決算及び関係書類を監査委員の審査に付した後、同委員から意見書の提出があったので、当該意見書を付けて当該決算を議会の認定に付するものである。

(根拠法令)

地方公営企業法

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（一略一）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

第32条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

議案第135号

令和3年度東広島市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度東広島市下水道事業により生じた利益の処分を行うことについて議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和3年度東広島市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

なお、地方公営企業法第30条第6項の規定により、当該決算に関する附属書類を別冊のとおり併せて提出する。

令和4年9月15日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和3年度東広島市下水道事業により生じた利益の処分を行うことについて議会の議決を求めるとともに、令和3年度の東広島市下水道事業会計の決算及び関係書類を監査委員の審査に付した後、同委員から意見書の提出があったので、当該意見書を付けて当該決算を議会の認定に付するものである。

(根拠法令)

地方公営企業法

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（一略）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

第32条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

議案第136号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月15日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

損害賠償の額

58万283円

(提案理由)

令和4年7月20日、東広島市立御園宇小学校において、同校の職員が草刈りを行った際、使用していた草刈機が石を跳ね飛ばし、隣接する施設の駐車場に駐車していた普通自動車に当たり、当該普通自動車のフロントガラス等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

議案第137号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月15日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3中99の項を101の項とし、95の項から98の項までを2項ずつ繰り下げ、同表94の項中「86の項から88の項まで」を「88の項から90の項まで」に、「89の項から91の項まで」を「91の項から93の項まで」に、「93の項」を「95の項」に改め、同項を同表96の項とし、同表中71の項から93の項までを2項ずつ繰り下げ、同表70の項中「68の項」を「70の項」に改め、同項を同表72の項とし、同表中60の項から69の項までを2項ずつ繰り下げ、同表59の3の項中「59の項」を「61の項」に改め、同項を同表61の3の項とし、同表59の2の項を同表61の2の項とし、同表59の項中「60の項」を「62の項」に改め、同項を同表61の項とし、同表58の3の項中「58の項」を「60の項」に改め、同項を同表60の3の項とし、同表58の2の項を同表60の2の項とし、同表58の項中「59の項」を「61の項」に改め、同項を同表60の項とし、同表57の項を同表59の項とし、同表56の項中「59の項」を「61の項」に、「60の項」を「62の項」に改め、同項を同表58の項とし、同表55の項中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項を同表56の項とし、同項の次に次の

1 項を加える。

57 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築物の容積率特例許可申請手数料	申請1件につき			160,000円
--	-----------------------------------	---------	--	--	----------

別表第3の54の項中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「56の項」を「58の項」に、「第6条の2第3項に定める」及び「第5条第1項に定める」を「第6条の2第5項の」に改め、同項に次のように加える。

長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	申請1件につき	当該申請に併せて、登録住宅性能評価機関が交付する品確法第6条の2第5項の確認書又は住宅性能評価書の提出があった場合	<p>(1) 一戸建ての住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合 19,000円</p> <p>(2) 共同住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合 次に掲げる1棟ごとの延べ面積の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 500平方メートル以下のもの 35,000円</p> <p>イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 5</p>	この項の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額
---------------------	---------	---	--	-------------------------

	<p>9,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以下のもの 98,000円</p> <p>エ 3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下のもの 157,000円</p> <p>オ 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下のもの 240,000円</p> <p>カ 10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以下のもの 408,000円</p> <p>キ 20,000平方メートルを超え 30,000平方メートル以下のもの 516,000円</p> <p>ク 30,000平方メートルを超えるもの 586,000円</p>
その他の場合	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 地震に対する安全性の確保に係る基準の適合性に関する審査に係る額</p> <p>ア 一戸建ての住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者において長期優良住宅として維持保全を行おうとする</p>

場合 26,000円

イ 共同住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合 次に掲げる1棟ごとの延べ面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 500平方メートル以下のもの 59,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 95,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの 199,000円

(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 371,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 735,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 1,366,000円

0円

(キ) 20,000  
平方メートルを  
超え30,000  
平方メートル  
以下のもの  
2,035,000  
0円

(ク) 30,000  
平方メートルを  
超えるもの  
2,507,000  
0円

(2) 地震に対する安全性の確保以外の事項に係る基準の適合性に関する審査に係る額

ア 一戸建ての住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合 47,000  
0円

イ 共同住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合 当該申請に係る次に掲げる居住部分の数の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 10以下 47,000円に当該居住部分の数から1を減じ

			た数に14,600円を乗じて得た額を加えた額 (イ) 11以上100以下 178,000円に当該居住部分の数から10を減じた数に8,400円を乗じて得た額を加えた額 (ウ) 101以上200以下 934,000円に当該居住部分の数から100を減じた数に7,900円を乗じて得た額を加えた額 (エ) 201以上300以下 1,724,000円に当該居住部分の数から200を減じた数に6,500円を乗じて得た額を加えた額 (オ) 301以上 2,374,000円に当該居住部分の数から300を減じた数に5,200円を乗じて得た額を加えた額又は2,894,000円のいずれか低い額	
--	--	--	---	--

別表第3中54の項を55の項とし、53の項を54の項とし、同表52の3の項の次に次の1項を加える。

53 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定による要除却認定マンシ	要除却認定マンションに係るマンションの建替えによる建築物の容積率特例許	申請1件につき		160,000円
--	-------------------------------------	---------	--	----------

ヨンに係るマンションの建替えによる建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	可申請手数料			
--	--------	--	--	--

別表第3備考1中「75の項から98の項まで」を「77の項から100の項まで」に改め、同表備考9中「53の項から60の項まで」を「54の項から56の項まで及び58の項から62の項まで」に改め、同表備考10中「68の項から73の項まで」を「70の項から75の項まで」に改め、同表備考11中「99の項」を「101の項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされる申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、新たに徴収する手数料を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－